

平成19年2月 9日 開会
平成19年2月 9日 閉会
(臨時第2回)

大山町議会議録

(正本)

大山町議会

大山町告示第8号

平成19年第2回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成19年2月5日

大山町長 山口 隆之

- 1 日 時 平成19年2月9日 午前11時00分
2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	遠 藤 幸 子
敦 賀 亀 義	森 田 増 範
川 島 正 寿	岩 井 美保子
秋 田 美喜雄	尾 古 博 文
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
二 宮 淳 一	椎 木 学
野 口 俊 明	沢 田 正 己
荒 松 廣 志	西 山 富三郎
鹿 島 功	

○応招しなかった議員

なし

第 2 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 1 9 年 2 月 9 日 (金曜日)

議 事 日 程

平成 1 9 年 2 月 9 日 午前 1 1 時 0 0 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 5 号 公の施設の指定管理者の指定について (大山町大山スポーツ公園)
- 日程第 4 議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について (大山町中山温泉館・生活想像館及び大山町立ふるさとフォーラムなかやま文教の森四季彩園)
- 日程第 5 議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について (大山町社会体育施設)
- 日程第 6 議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について (大山町名和地域休養施設)
- 日程第 7 議案第 9 号 物品購入契約の締結について (名和小学校備品 (一般備品))
- 日程第 8 議案第 10 号 物品購入契約の締結について (名和小学校備品 (体育器具))
- 日程第 9 議案第 11 号 物品購入契約の締結について (名和小学校備品 (コンピュータ一関係))
- 日程第 10 議案第 12 号 平成 1 8 年度大山町一般会計補正予算 (第 8 号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 5 号 公の施設の指定管理者の指定について (大山町大山スポーツ公園)
- 日程第 4 議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について (大山町中山温泉館・生活想像館及び大山町立ふるさとフォーラムなかやま文教の森四季彩園)
- 日程第 5 議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について (大山町社会体育施設)
- 日程第 6 議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について (大山町名和地域休養施設)
- 日程第 7 議案第 9 号 物品購入契約の締結について (名和小学校備品 (一般備品))
- 日程第 8 議案第 10 号 物品購入契約の締結について (名和小学校備品 (体育器具))
- 日程第 9 議案第 11 号 物品購入契約の締結について (名和小学校備品 (コンピュータ一関係))
- 日程第 10 議案第 12 号 平成 1 8 年度大山町一般会計補正予算 (第 8 号)

出席議員（21名）

1番	近藤大介	2番	西尾寿博
3番	吉原美智恵	4番	遠藤幸子
5番	敦賀亀義	6番	森田増範
7番	川島正寿	8番	岩井美保子
9番	秋田美喜雄	10番	尾古博文
11番	諸遊壤司	12番	足立敏雄
13番	小原力三	14番	岡田聰
15番	二宮淳一	16番	椎木学
17番	野口俊明	18番	沢田正己
19番	荒松廣志	20番	西山富三郎
21番	鹿島功		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小谷正寿 書記 …………… 汐田美穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山口隆之	助役 ……………	田中祥二
教育長 ……………	山田晋	中山支所長 ……………	田中豊
総務課長 ……………	諸遊雅照	住民生活課長 ……………	福田勝清
地域整備課長 ……………	押村彰文	産業振興課長 ……………	渡辺収
福祉保健課長 ……………	松岡久美子	人権推進課長 ……………	近藤照秋
教育次長 ……………	狩野実	社会教育課長 ……………	麴谷昭久
観光商工課長 ……………	福留弘明		

午前11時開会

○局長（小谷正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長（鹿島功君） ただ今の出席議員数は21人です。定足数に達していますので、平成19年第2回大山町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、6番 森田増範君、7番 川島正寿君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従って、会期は本日1日限りに決定いたしました。

日程第3 議案第5号

○議長（鹿島 功君） 日程第3、議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町大山スポーツ公園）を議題にいたします。地方自治法第117条の規定によって、足立敏雄君の退場を求めます。

（足立敏雄議員 退席）

○議長（鹿島 功君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただ今ご上程をいただきました議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町大山スポーツ公園）の提案理由についてご説明をいたします。

本町では、すでに指定管理の導入を図っている中山・大山の福祉センターに続き、他の町営施設への導入拡大を検討してまいりましたが、今般、本議会に提案しております各施設について、新たに指定管理者による管理を図るべき施設として選定をいたしました。

本案は、そのうち「大山町大山スポーツ公園」の管理について、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

本施設は、町民の健康増進と施設利用を通じた周辺地域の活性化を目的とした施設であることはご案内のとおりであります。他の社会体育施設と大きく異なる点は、本施設が大山の観光振興に大いに貢献している施設であるところにあります。

このため、本施設におきましては、その施設の性格を考慮し、「大山町大山40番地33 大山町観光協会会長 大館禅雄」を公募によらない候補者として選定をいたしました。

ご承知のとおり、大山町観光協会は本施設の位置する大山地区内に事務所を有し、地元の観光事業者を会員として、地元観光産業と密接に結びついた活動を展開しており、地元観光産業との連携が不可欠な本施設の管理運営には最適な団体であると考えます。

また、施設管理の良否が会員の営業活動に直結することから、投下費用を大きく上回る良質な管理が見込まれ、観光協会の持つ広報・顧客誘致ノウハウを活用した合宿需要等への積極的誘致活動の展開により、宿泊客の拡大等周辺観光産業への経済効果も期待できるものと

判断いたしております。

また、観光協会は、平成17年度から県営駐車場の指定管理を受け、以来今日まで良質な管理を続けて指定管理者としての実績もあり、さらに、観光協会の自立を目指す本町観光行政の方向性からも、協会の体質強化に繋がるものと考えております。

候補者選定までの経過としましては、昨年11月末に協議を開始し、他の公募施設と同様1月17日を申請期限として指定管理者指定申請書の提出を受け、同月26日の指定管理者選定委員会での審査を経て、本議会に提案するものであります。

なお、指定管理の期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間としております。

以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 1点質問させていただきます。大山スポーツ公園の指定管理の募集、応募につきましては、該当、すみません、募集ではなくて、大山町観光協会を選定して行ったものなわけですが、他の施設についてはですね、複数応募があったところにつきましては、選定委員会で12人の委員さんがそれぞれ点数を付けながら、指定管理者として妥当かどうかということを審査されているようです。で、その審査に当たっては、大きく4項目に分けてその団体がちゃんと法令に基づいて施設を管理してくれるのか、あるいは委託する施設のその目的に沿って適正に管理をしていただけるのかどうか、あるいは経費節減によって、町財政の安定に資するものなのかどうか。それから、その応募された団体の経営内容なり、長期間にわたってしっかり管理してもらえるのかどうか。大きく分けて4点の選定基準で審査されているようです。で、観光協会については、こちらから選定しておくわけですが、そういった他の施設のようにですね、見ますと2400点満点で審査されているようですが、こういった形で本当に観光協会に委託して大丈夫なのかどうか、そういった点数をつけての審査をされなかった理由についてお伺いしたいのと、その2400点満点で審査されたケースについて、その点数の配点の基準、それから何点以上を合格にするというような目安について、どのような考え方をもちて審査されたのかということについて解答をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんの質問には、それぞれ担当課長から答弁させていただきますが、この施設につきましても選定委員会には一応提案し、ご意見をいただきながら議論はさせていただいておりますということを申し添えながら、概要については担当課長が答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 1番議員さんのご質問のうち、何故採点をしなかったのかという部分につきまして私の方からお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど町長が申し上げましたとおり、大山町観光協会につきましても、審査委員会の方で

は、この指定管理の内容につきましてご説明申し上げまして質疑等行っていただきました。ただ、その説明の中でいろいろとご説明申し上げた中で特に異義はございませんでして、かつこちらから指定した指定管理者の選定ということの性格上、採点には馴染まないのではないかとということで選定委員さんの方の採点はしていただかなかつたと、私は理解しておりますところでございます。

なお、観光協会を指定した経緯につきましては、提案理由の中で申し述べましたとおりでございますけれど、あくまでも観光協会が持ちます特質を最大限生かすことによって、公募によること以上の効果を発揮することが出来ると判断させていただいたところであります。私からは以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 先ほど近藤議員さんの方からご質問いただきました件でございます。その配点、あるいは何点以上が合格点かというふうなことにつきましてのご質問いただいたように思っております。先ほど、1200点、いや2400点ですか、ということで12人の委員さんで、選定会議を開催しておりますので、一人200点という持ち点の中で選定を行っております。先ほど4項目について、それぞれ項目ごとに採点をしておりますので、大きく分けて答弁させていただきますと、選定基準の中には、4つの項目のうち、1番の事業計画による施設運営が、施設の利用者または利用者の平等な使用または利用を確保するものであることというふうなことにつきましては、これは30点満点という形で配点をしております。

それから事業計画書の内容が施設の効果を最大限に発揮させるものであるということにつきましては、これは60点満点でございます。それから事業計画書の内容が施設の管理業務にかかる経費の節減を図るものであることというふうなことにつきまして、これにつきましては50点満点で採点をしております。それから当該法人が事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであることということにつきましては、これは60点満点で採点をしております。その中でも、少し採点の項目がいろいろありますけれども採点の項目に少し強弱をつけながら、その配点につきましても、重きを置いております。例えて言いますと、2番目の事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであることという項目のうちの一つに、自主事業計画書の内容が適切かというふうなものがございます。これにつきましては、あくまで今回プロポーザルでこの審査を行っております関係上、やはり事業者としての特徴をいかに表現されるかというふうなことで、これにつきましては、他の項目を10点と採点するところを20点というふうな形で採点をしていますし、それから3番目の事業計画書の内容が、施設の管理業務に掛かる経費の節減を図るものであるというふうな項目の中で、総合的にみて収支予算書が適切であるか、管理経費の節減が図られているかというふうな項目につきましても、これは指定管理を出す上で大きなポイントとなっておりますので、これも20点満点で採点をしております。そのほかに、委託をします法人が安定した経営をしていく上で、能力を有するかどうかというふうなことにつきましても、これ

も3項目設けておりますが、法人等の経営状況に問題はないかとか、あるいは他の実績があるかと、他の町等で管理実績があるかというふうなことにつきましては、これは20点満点で採点をいたしております。そういうふうな形で少し、配点あるいは項目ごとに強弱を付けながら、トータル的には、一人当たりが200点の配点という形で配点をしております。さらには、これの基準ということでございますが、基準というか合格といいますか、何点以上がこの施設指定管理者としての能力を有するという判断をするか、あるいは合格かというふうなご質問だったと思いますが、これにつきましては、中で何点以上というふうな議論は行っておりませんでした。これは各施設ごとにやはり採点をし、指定選定をする中で順位付けをする必要がございましたので、採点については、この採点を用いながら順位付けはしておりますけれど、選定会議の中での基準の中で、これは何点以上を指定管理者の選定基準として合格と見なすかというふうな議論は行っておりませんでした。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 町長のご説明にもございましたように大山スポーツ公園の管理について、観光協会に基本的にはお願いしたいということ自体は、特に問題はないと思うんですけど、ただ実際の指定管理者として委託する際に、客観的に見て妥当であろうという担保と言いますか、審査結果が必要だったんじゃないかなと。で、総務課長さん説明されたように、採点、他の施設については採点しておるわけですから、同様に観光協会に委託することの妥当性を担保するためにも観光協会についても採点した方が良かったのではないかなというふうに思うんですけども、そういった必要性はなかったのかということと、もう一点、先ほど配点についてご説明いただきました。いろいろ全部で15項目にわたって採点がしてあるわけですけども、例えば大きい1番、事業計画書による施設の運営が施設の利用者または利用者の平等な使用または利用を確保するものであることという項目の中です、(1)です。関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解し遵守が見込まれるか、これ12人の委員さん一人10点持ち点持っておられて採点されるわけで、満点だと120点が付くところだと思うんですけど、点数一人ひとりの委員さんが付けられる点数については、主観で行われたのか、それともある程度担当課なり事務局の方で、基準を付けられてこれこれを満たしていれば10点満点だと、こういうところに欠点があるようであれば、7点ぐらいだとかというふうなある程度目合わせをして行われたのか、それとも12人の委員さんの全くの主観で点数を付けられたのか、その辺の確認をさせてください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんの再質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） ただ今の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、観光協会について採点する必要があったのではないかという部分について私の方からお答えさせていただきます。採点する必要があったのではないかというご指摘でございますが、審査委員会の中には、実は他のケースと同じような様式で採点表はお配りをいたして

ございました。従いまして、選定委員さんの方では、それぞれの委員さんの中で採点基準、採点項目に応じてご判断をいただき、その結果、大山町観光協会については、個々の採点をし、集計をする必要は無いものと認めていただいたというふうに理解をしているところでございます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 近藤議員さんからのそれぞれの選定基準については主観か、あるいは採点基準を設けているかというふうなことのご質問をいただきました。先ほど福留課長が申しあげましたように選定基準等につきましては、評定表という表を使いながら、各委員さんが項目ごとに採点をされているということは先ほど述べたとおりであります。評定につきましては、多少主観が交わるということもございますが、例えば10点の項目でありますと、優れているというところは10点、当然であります。やや優れているというのは7点、普通というふうに感じられましたら5点、やや劣っているというふうに感じられましたら2点、これはもう全く駄目だ、劣っているというふうなことであったら1点というふうな形で、それぞれ採点をしていただいたものを積み上げたということでございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤議員。

○議員（1番 近藤 大介君） 最初の質問の方については了解しましたけれども、総務課長の今のご答弁で確認をさせてください。そうすると一人の委員さんが、特にさっきの1の1の項目について採点される際に、8点という表はじゃあないということで理解してよろしいわけですね。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんの再質問、答弁させていただきますが、先ほど来申し上げてますように点数だけを基準にするというわけではなくて、その順位付けをする意味での点数という考え方の中でやっておるところでありますから、あくまでもやはりそれぞれの基準の下にそれぞれの皆さんの主観で行われたんだろうというふうに思っております。その一定の目安として今言いましたように、10・7・5・2というその人のランクをつけていることであるので、8点はないね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○町長（山口 隆之君） 間の点数というのは当然ないということでご理解をいただきたいと思えます。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） 今回、この指定管理するにあたりまして、この件、今の議案プラス他の議案にも言えることだと思うんですけど、利用料金、使用料の制度の採用ということですが、これは町の条例におきましては、いわゆる各施設とも、各施設の利用料金が決められ、取れることになっておるわけですが、町長の裁量権の中で、取

らないようなことができるということである。いろいろな各種団体等、本当に必要なものは電気代等別にしましても、使用料無料というものがあって、今回の指定管理者選定に当たっても現状は変わら…、各施設を利用される住民のいわゆる地元町内の住民の皆さんは、現状と変わらないということをお伺いしておりますが、この第三者にあれするに、経営されるわけでありますから、経営状況が大幅に狂ってくると、一番条例で決められた範囲内で収入を得ることができるものはこの利用料だろうと思います。これについて現状住民の皆さん、各いろいろな施設を現在そういうふうに無料で各種団体の事業に活用しておられるわけですが、これがそういう赤字等が業者が来れば取れるということでありまして、これについて町長としては、今までとおり住民がやっていたような行政指導というか、そういうものを続けていかれるのか、安易に今度は範囲内で認めて取れる条例の中で認めていかれるのか、そこら辺の気持ちということですね。それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 野口議員さんの質問に答弁させていただきますが、ご承知のように指定管理、あくまでも町の施設の管理を任せるということでありまして、基本的には、町の条例規則に基づいた運用をしていただくということになりますので、利用料につきましては、町の定める条例規則に定める利用料、さらにはそれに定める減免規定、免除規定、減額規定、これに基づいた運用をしていただくということになるというふうに思っております。さらに裁量の中でできるのは、町と協議をする中で、その条例規則に定めた金額より下げると、下げてということは可能ではないかなというふうに思っておりますが、それは運営上の中で、基本的には条例規則より上回る使用料を取るということはできないというふうに理解しておりますので、あとはそれぞれ運営をする中で今示された計画、事業計画出しておられます。それに基づいた指定管理料でもって、協定をこれから締結していくわけでありまして、それが足らなくなったからといってさらに町が補填するという考え方は基本的には持っておらないところであります。ただ効果として期待できるのは、今使っている団体以上にこの施設を有効活用する中でいろいろな事業者の皆さんが、企画を立てられて、どんどん施設に足を運んでいただいて使っていただくことによって利用料を、収入を上げていくということは当然可能でありますし、計画の中にもそういった計画を示しておられる事業者さんもあるというふうに思っているところであります。これは、全般的な話であります。

そういったようなところの中で事業者の皆さんは、民間のどうしてもノウハウをいろいろな形でこの施設を使って生かしていき、町の活性化さらには住民の皆さんのサービス向上につなげていただけるものというふうに理解しております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） 今、町長の気持ちは今までと変わらないという気はしておるわけですが、やっぱりこの指定管理になってそういう条例、全てのことを見渡せば、すぐ住民としても、いわゆる今までのあれでなしに利用料を何かがあった時にはすぐ跳ね返って取られるという気持ちが結構多いように、われわれ耳にするわけでありまして、そこら辺、

本当にこの3年間どうなるのか、われわれもまだこれを見る限りでは分からないわけですが、この事業等業者の皆さんがあれして、いろいろ他のものも見ますと利用料金や事業収入等、これについての考え方等いろいろまちまちなところもあるわけですが、強い行政指導といいますか、そういうもので業者の指定管理を受けた方がですね、安易に決められた中だから、やってもいいということになしに、今現状が維持できる3年間、ような状態に指導をやってもらいたいと思うわけですがいかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、安易に指定管理を受けた事業者が、住民の皆さんから利用料を高くして取るというようなそういったことは言いましたようにできませんので、あくまでも条例規則の範囲の中でさらに利用者を増やす努力をしながら、いろんな企画を持って努力をしながら、営業収支を上げていくという取り組みを受けられた方々は、積極的にやられるんだろうというふうに思っております。

従って、その町民の皆さんにとっては、そういう意味では場合によってはサービスが良くなるというふうなケースも出てくるのではないかと、指定管理によって、というふうに期待もしておるところであります。

ただ、条例規則で定める利用料金でありますので、大きな社会情勢の変化とか、環境の変化が出てきた場合に、これは直営であろうと指定管理であろうとその要因によっては条例改正とか規則改正する中で、相互の経費が必要になってきた場合には、見直しをするという、これはいずれの場合でも考えられることではないかなというふうに思っておりますが、少なくとも協定の中で、受けた事業者が自分の判断の中で住民の皆さんからいただく利用料を勝手に上げたり、ということできないということになっておりますので、是非ともそこら辺のところは、ご心配の向きの住民の皆さんによく議員さんの方からもお知らせいただければ、そういった心配も少なくなるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鹿島 功君） 17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） 何か、私のあれがちょっと町長にも分かっていないかなと思います。私も条例以上のものを取るということを先ほどから言っているわけではないです。今まで条例で決まったものがあっても、そういう町長の裁量権で無料にしてもらってるわけですから。そういう中で、その範囲内の中で今現状が維持できるように私は努力してもらいたいというわけで、その指定管理を受けられた人もその条例から決まっているものを逸脱するようなことは絶対ないはずですから。これは誰がみても分かるわけで、私はそれを逸脱して取るなんという話しは今ここで言った覚えはありませんから。ですから、その中で一つ町長も善処して現状通りを住民のために守るべく努力してもらいたいということですから、その答弁をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 先ほど来から申し上げておりますように、条例規則の中には減免免除規定があるわけでありまして。だからその減免免除規定に基づくものについては今までと

同じように減免されるというふうに解釈しておるところであります。従ってそこらの内容についても指定管理を受ける事業者と協議をしながら、こういった場合については免除である、こういった場合については減額であるというふうなことはきちっと協定の中、というか事業者にも理解していただきながら運営をしていただくことになるというふうに思っています。

○議長（鹿島 功君） 2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 以前にも町長に質問いたしました、公の施設は町民の、住民の施設でもあります。長きにわたって税金を投入されております。その中でじゃあいくら財産をいくらで管理させるか。委託料として管理させるわけですが、素朴な疑問としてどれぐらいの税金を投入されたものが、まあはっきり言いますと、いくらで造ったものをいくらで管理させるか、このような町民は素朴な疑問をもっていると思います。以前、これは売るものでないので、金額は出さなくてもいいというような答弁でしたが、これはじゃあ出さない理由は何かということが実は前回でも私ははっきり理解できなかった。町民は今でもどれぐらいの税金掛かったものをいくらで管理委託させるのかというようなことは必ずこれから示さなければならないと私は思っております。

それともう一点、この最後に、これ全てに言えますので、最後に言おうか最初に言おうかと思いましたが、最初に言いますが、この収支計画予算というのが、最後についております。これ最終的には報告書として年に一遍、執行部の方に例えば町長の方に出すというようになっております。その時にですね、議会はこのように承認するわけですし、これからも今度は本当の決算書というのが出てくるわけです。それは事後報告なり調査報告というものをこれからは議会に明示あるいは提起というようなことをしていただきたいというふうに思っております。この2点、お願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西尾議員さんの質問に答弁させていただきますが、先般一般質問の中でご質疑をいただき答弁をさせていただいたとおりで思っております。あくまでも公共施設を管理を指定管理に出すわけでありますので、財産を売り払うとかそういうわけではありませんので、その財産の価値がいくらだからいくらで管理を任すということはある意味ではこちらとしては検討する必要は無いという思いの中で、町が公の持っている施設を他の人に管理をさせる、それを今直接管理をしている管理の費用なり、管理の方法、それに比べて指定管理として民間の事業者に出した場合に、どれだけの経費が少なく管理ができて、さらに施設の効果が上がっていくかということ判断の中で指定管理に出した方がいいだろうという施設について、あるいはそういった提案をいただいたところについて、今回選定して指定管理に出すという考え方でおるところでありますので、公の施設、庁舎も含めてたくさんあるわけでありますけれど、これの実際の評価、資産がいくらになるかということを出そうと思えば、相当な経費をかけながらやらなくてはならないということでありまして、その例えば売却とか、ああいう必要が生じた時には当然、資料価値というのがどのくらいあるかということの評価をいただいてそれを基に考えていくという必要が生じてくるんだろうと思

っておりますけれど、そういったことが今生じていない段階の中で、全ての公の資産を評価をして資産価値を今数字として表していくということは、それなりの費用対効果の場合、今早急に今それをやらなくてはならない課題ではないという思いの中で今おるところであります。

それから年度ごとの収支の決算の状況につきましては、やはり議会の皆さんにも資料提供をし、ご意見をいただくということも必要だろうというふうに思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） この公の施設のいくらかかったということがですね、なかなか出せない、それを出すのに費用が掛かると。それはちょっとないじゃないかなと。実は自分のところのですね、例えば財産管理というのは、例えば会計なり総務課なり必ずしてあるものであって、これが出すのに暇が掛かる、費用が掛かる。それはちょっとおかしいじゃないか。例えば自分のところの貯金がいくらあって、ものがあってというのはですね、それをしながら例えば決算予算を組んでるはずなのに、それが出せないというのは何でかな。なんでそんなに費用が掛かるのかな。お願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、公の自治体の会計とそれから会社の会計のシステム、そこら辺が違うというところからまあ今意見が合わない部分だろうと思います。要は、自治体というのはバランスシートを設けて資産がいくらで、負債がいくらでうんぬんということで貸借対照表でやるべきではないかという議論もいただいているところでありまして、まあまだなかなかそこまでの会計ができていないというのが現状でもあります。そういった中でそれで会計をしてきておりますから、それぞれの施設について、要は事業をした時の金額は当然出ております。この庁舎は何億円で建てた、これはなんぼ掛かったと出ておりますけれど、それが経年するごとに資産価値が下がってくるわけでありまして、それを評価していくには、やはりそれなりの評価してもらわなくちゃいけません。そういうシステムできていませんから、今やろうと思うと改めてそういったものを税理士なりそういった専門家の方々にしていただかなくちゃならないということで出てくるということでありまして、それをするにはそれなりの経費が掛かるということで、やるからにはそこまでやらなければ、おっしゃるような会計はできないと思っておりますけれど、そういう現状でない中で、今回その公の施設として指定管理に出す物だけをそういった資産の評価を試してみたところで、目的としてそれがいくらであるから指定管理料にどう関わっていくかという関係は出てこないという判断の中で、そういった取り組みはしていないということでご理解をいただきたいと思っております。補足は総務課長の方から、その会計の考え方については答弁させます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 先ほど町長が述べましたように会計につきまして、今地方公

共団体が単年度決算という形で、先ほど申しましたようなバランスシート的なものにつきましては、現在作成をしていないという現状がございます。しかしながら今後におきましては、以前にもいろんな議員さんからご質問をいただいておりますけれど、トータル的な面で研究をしていくということは必要かというふうに思いますが、現在そのものにつきまして、先ほど申しましたバランスシートにつきましては、取り入れておりませんので、現状の中で自治省の省令等にありますような単年度決算の形で決算の報告をさせていただいておりますので、現在お示しをすることが困難だということでございます。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。14番、岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 単純な疑問ですが、管理経費等の比較表で町の資産、平成19年の場合ですが、利用料金収入103万7,000円、法人等提案しております収入は80万円、中期でございます。町の資産は平成17年度を元に算出した推計、17年度ということは、ほぼ実績みたいな形で町が出していると思いますが、提案でこんな開きが出るのは、どうしてでしょうか。そこら辺把握していらっしゃいますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岡田議員さんの質問には担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） ただ今の岡田議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

ご指摘のとおり、町の資産の欄は、平成17年度の実績額を基にそれをそのまま掲載したものでございます。そして観光協会の収支予算書の方は観光協会の方から提出されました観光協会としての計画書の数字ということでございまして、なぜ町の17年度の実績よりも19年度の観光協会がやった方が減るのかというご疑念はもっともかとは思いますが、実は、先ほど少し前の質問にありました減免というようなことがございまして、減免規定の中に町内の宿泊施設に宿泊する者は、町内者と見なすという規定がございます。その場合、減免になる町内料金扱いに減免をするわけございまして、実施計画のとおり、旅客を誘致をどんどんいたしまして宿泊者が増えますと利用料金は町民料金に減免するということになりました。実はそこでこの差が、間に18年度が表がございまして、その境界が飛びます関係もありまして、そういったあいさが発生するということでございますのでご理解いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第5号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第5号は原案のとおり可決されました。除斥した足立敏雄君に復席していただきますので、しばらくお待ちください。

（足立敏雄君 着席）

日程第4 議案第6号

○議長（鹿島 功君） 日程第4、議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町中山温泉館・生活想像館及び大山町立ふるさとフォーラムなかやま文教の森四季彩園）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただ今ご上程をいただきました議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町中山温泉館・生活想像館及び大山町立ふるさとフォーラムなかやま文教の森四季彩園）の提案理由についてご説明をいたします。

本案は、大山町中山温泉館・生活想像館及び大山町立ふるさとフォーラムなかやま文教の森四季彩園の指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

昨年の秋、公共施設の指定管理者導入について内部協議を行い、今議会に提案をいたしました施設について、本年4月から指定管理者を導入することの意志決定をし、昨年11月末に公募、温泉館等については、12月5日に現地説明会を実施、これを受けて1月17日の応募期限までに5社の応募がありました。

内部審査の後、1月26日に、指定管理者選定委員会の委員の審査をお願いし、配付いたしております資料のとおり総合的な審査基準に基づく採点結果となり、この審査結果を受けて、温泉館等の指定管理者を次のとおりといたして提案するものであります。

指定管理者としたい団体は、「鳥取県米子市皆生温泉1丁目18番1号 皆生温泉土地株式会社 代表取締役 松本忠男」指定管理の期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間といたしております。以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） こちらの施設の指定管理に当たっての採点の状況についてお尋ねをいたします。いただいている資料によりますと今回は、提案のありました皆生温泉土地株式会社さんの点数が一番良かったようですけれども、全部で応募が5社ありました。それぞれの特長があったであろうと思いますけれども、一つは当然その施設を適正に管理をしていただかなければならないというのが大前提であろうかと思いますが、指定管理者の制度を取り入れるというのはもう一つ経費の削減という部分も一つの大きな柱であろうかと思えます。そういった面で考えますと、今回5社の応募のうち、一番安い金額といいますか、で出してこられた業者さんが、今回決まった皆生温泉土地株式会社さんが3年間で約600万の経費削減になるのに対し、一番安いところでは約3,000万の経費削減になるというよ

うな提案で出してきたおられます。1番の業者さんですね。まあ、他にもいろいろ審査項目があるわけですから、安い所が必ずしもいいわけではないというのは理解できるんですけども、採点基準の中の大きな3番、事業計画書の内容が施設の管理業務に掛かる経費の削減を図るものであることという採点項目の中の(1)総合的に収支予算書が適正で、管理経費の削減が図られる見込みがあるかどうか、こういった採点項目があるわけで、3年間で600万の経費削減をしますよと言って来られた皆生温泉土地株式会社さんの点数が160点でございます。片や3年間で約3,000万の経費削減を致しますよと言って来られた①の業者さんが158点ということで、皆生温泉土地株式会社さんよりも点数が低いと。こうなった理由についての説明をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんの質問に答弁をさせていただきます。私は審査には入っておりませんので、この点数の中には入っておりませんので、ある意味では答弁がしやすいのかもしれませんが、先ほどから審査の内容なり点数の付け方の説明を総務課長がしておりますように、一定の項目を示してそれで後はそれぞれの点数に最高20点、項目ごとに5ランクぐらいをつけて、そこに点数を丸を付けるという方法でやっておられるわけでありまして、これもこの項目も決して経費だけではなくて、本当に経費を3,000万から3年間で浮くという上での根拠である予算の収支書、ここら辺が本当に適切なのかどうかということも判断をして、それぞれの委員さん点数付けておられるんだろうと思います。で、そこら辺の点数の部分金額だけはまあなるほどこれだといいなと思われた方や、いやこれではちょっと金額はいいけども、この収支が少し不安かなという思いで少し点数を下げられたりとかいうことはあるだろうと思います。それをトータルしたのが、これでありまして、個々の委員さんが12人が付けられた点数をトータルしたのがこれですから、総体的に比較してこれ全体で合意してやった点数ではありませんから、そこら辺での違い等出てくるんじゃないかなということでありまして、なぜこうなったかと言われるのは、ちょっと答弁がなかなかそういう意味では難しいなと。個々の委員さんの判断の中で付けられた点数を単にこの項目を単純にトータルしたのがこの点数だと、いうことでもありますので、ご理解をいただければなど、私もそういうふうはこの点数は理解をしているところであります。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） まあ先ほど言いましたように、必ずしも安い業者がいいという訳ではないというのは私も承知していますし、皆さん承知しておられるところだと思います。とは言いながらも、やはり安いにこしたことはない、というのも気持ちとしてはあるわけで、その採点の結果表を見た時に、町長ご覧になってあれって思われませんでしたか。片っ方は、3年間で3,000万安くしますと、片っ方は3年間で600万と。単年でいけば800万の財政的なメリットと言いますか差があるというにも関わらず、町長は実際には審査には立ち会っておられないわけですけど、一年間1で800万円の差があるにも関わらず、採点としてはほぼ同じような採点だということについてこれはどうだったんだろう

というような疑問にはお感じになられませんでしたかね。私、まあぱっと見た時に、まずこれはなんでかなと。よほど今回採用にならなかった1番の業者の収支予算書がよほどいい加減な予算書だったのかなというふうに思わざるを得ないんですけども、そういった実際どうだったのかということについての確認をさせていただきたいということで質問しておりますので、審査が終わった後、それぞれ見比べたりもしておられるだろうと思いますから。その辺の事情なり、経緯についてももう少し詳しくお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、先ほど申し上げましたように、この項目も決して経費だけを比較する項目ではありませんので、予算収支の中の中身等も参酌をした中での、その経費という部分の金額を見ながら計画を見て採点しておられるんだと思いますので、まあそれはそれぞれの見方によっての点数があったんだろうというふうに思っておりますが、私そういうふうには受け止めましたが、実際に審査の中に加わっておる助役がおりますので、助役がもしその辺のところを感じたところがあれば答弁を、思いをちょっと答弁をしてもらったというふうに思っております。

○議長（鹿島 功君） 助役。

○助役（田中 祥二君） 今の近藤議員さんの質問であります。審査委員12人、その申請書の予算を見た時には、誰もが注目をいたしました。で、聞き取りをする中でいろいろそれぞれが判断したわけでありまして、全体的に今近藤議員さんが想定されておるように、収支予算の見積もりが非常に大まかではないかという辺りのことが、それぞれあったと思っております。従って私も点数は付けましたが、今いくら付けたのか、ちょっと覚えておりませんけれどもいろいろそういう点数を付ける前に聞き取りをしておりますので、その辺りで非常に点数に反映したではないかという具合に思っております。おっしゃるように3の1の予算収支の適切、この辺りからすると管理料ということは非常に審査員も注目をいたしましたけれど、点数を付けてみたら結果はこういう具合に表われてきたというのが私の現場におった実感でございます。で、今町長が再々申し上げますように、あるいは先ほどの全協の中でもありましたように今の何番議員さんかの質問もありましたように、倒産やあるいは管理料が足りないというようなことでトラブルになってはならないという辺りのことも審査員の皆さんも全体の中の審査の中であったと思います。ただ、ふれあい福祉会が倒産うんぬんということが適切かどうかということは分かりませんが、そういう聞き取りをした後に、点数を付けてますので、そういう総合的な判断部分もかなり入ってたんではなかろうかと、集計してみたこの点数の結果からすると、私の感じたところでございます。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 確認と言いますか、そういった意味でお尋ねをするんですが、今の助役のご説明では、当然委託する業者の経営状況等も採点には考慮しなければならない、あるいはその前に町長がされた答弁の中では、管理経費の削減だけではなくて、どういった方法で経費を削減するのか、その現実性なり、具体性なりも総合的に判断するんだと

いうことの答弁でした。まあ、実際にはそれはそれでそうなんでしょうけれども、ただ採点する段に当たっては、助役のおっしゃったその経営状況に問題がないかどうかというのは、その4番の(1)で別の採点するところが設けてあるわけですし、それから実際に予算書はええ具合に、なるほどええ具合にできておるけれども、実際にそがなうまい具合の経費が削れるだかいやということについてはですね、私が尋ねております3の(1)の下の方ですよ、その経費削減のための方策が適切なかどうか、あるいはその下の(3)人件費の設定は適切なかどうか、その下の(4)その他の管理経費の設定に無理はないかどうか、こういったところでそれぞれ個別に判断をし、採点されるべきものだろうと。どうも今町長なり助役さんの答弁を伺っていると、3の(1)の採点の仕方がですね、その辺りとごっちゃになっったりしなかったかという不安があるんですけど、先ほどの5号議案の時にもお尋ねしましたが、そういった意味でその実際に採点する際に、十分に委員さんがその辺認識されて採点がされたのか、そういった公平な目で、公平な視点できちんと採点されたのか、どうかというのが、若干不安に思うものですから、その辺り実際どうだったかということについて再度お尋ねします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんの再質問には、助役が、いいですか。助役が答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 助役。

○助役（田中 祥二君） はい、それぞれの議員さん、それぞれでその思いで採点していただいたと思いますが、今具体的にありましたので、この皆さんにお配りしている資料の中で、3番の4項目について若干触れさせていただきますと、確かに3の(2)経費節減のための方策は適切かということで、これはどういう表現をすればいいですかね。その資料の1番の会社は、4番の会社よりも上回ってます。確かに適切かということは適切かと思うけれども、人件費の設定は適切か。あるいは経費の設定に無理はないかという辺りが、4番よりも劣って、点数が落ちております。そういった判断をそれぞれの委員がされた結果が、この積み上げられた点数の結果だろうと思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第6号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第6号は、原案のとおり可決されまし

た。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時30分から。

12時00分 休憩

13時30分 再開

日程第5 議案第7号

○議長（鹿島 功君） 再開します。日程第5、議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町社会体育施設）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただ今ご上程をいただきました議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町社会体育施設）の提案理由についてご説明を申し上げます。

本案は、大山町社会体育施設の指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

昨年の秋、公共施設の指定管理者導入について内部協議を行い、今議会に提案しました施設について本年4月から指定管理者を導入することの意志決定をし、昨年11月末に公募、社会体育施設については、12月5日に現地説明会を実施、これを受けて、1月17日の応募期限までに4社の応募がありました。

内部審査の後、1月26日に、指定管理者選定委員会の委員の審査をお願いし、配付いたしております資料のとおり総合的な審査基準に基づく採点結果となり、この審査結果を受けて、社会体育施設の指定管理者を次のとおりといたたく提案するものであります。

指定管理者としたい団体は、「鳥取県米子市米原8丁目11-49 株式会社TKSSグループ 代表取締役社長 田中 富士夫」。指定管理の期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間としております。以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） この指定管理について質問させていただきますが、名和農業者トレーニングセンターの中に加工施設というのがございます。これはこの中に含まれておるものと思っておりますが、違いますでしょうか。それが一つと、このTKSSグループというのはどういうグループでしょうか。そして田中富士夫さんという方は何歳でしょうか。それと、この指定管理料が3年間の合計額8,730万2,940円となっております。これが妥当ということで委員の皆さんは、承知をしておられると思いますが、その根拠となるのはどういうことなのでしょう。お願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷 昭久君） 岩井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。ま

ず、名和農業者トレーニングセンターの加工室の部分でございますが、当然対象となっております、含まれております。それからTKSSが、どういう会社であるかということでございますが、TKSSにつきましては、既に米子産業体育館など7カ所を受託して指定管理者の業務を行っておられます業者で、最も経験豊かな会社であるという具合に認識いたしております。従いまして例えば警備面でありますとか、そういう関連する業務も行っておられますので、管理運営の面では、申し分ないではなかろうかという具合に考えております。

それから代表取締役の方の年齢お聞きになったわけでございますが、ちょっと生年月日までは、把握しておりません。ですけれど非常にまだお若い方であるという認識はいたしております。

それから金額の面でございますけれど、指定管理料がTKSSがご提示になりました金額が平成19年度2,910万1,000円の金額でございます。これにつきましては、指定管理者募集要項の段階で、平成16、17年度の決算の状況をお示ししておりまして、それに基づきましてTKSSの方が、積算をされた金額でございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 今分からない部分は年齢のことでしたが、まあこれはそげに私も年齢にどうこう関係はございませんが、若くてしっかりした方なら、いいじゃないかと思っております。それこそ指定管理をいたします場合に、このいろいろな施設を出すわけですが、これをチェックする機能といいますか、どのようにお考えになっておられますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの再質問に答弁させていただきます。管理、信頼をして協定を結んで管理を委託させていただくわけでございますけれども、その管理の状況等を誰がチェックするのかという話でございます。基本的には、これはやはり日常お使いになる町民の皆さんの声というのをしっかりと聞かせてもらわなくちゃならないというふうに思っておりますし、やはり常に所管である担当課と連携を取りながら、管理の状況等についてわれわれとしても目配りをしていかなければならないというふうに思っております。そして、毎年その実績の報告をいただくわけでありますので、それを基にまた問題点、改善点があれば次年度に向けての課題として、管理を適切にお願いできるような対応をしてまいりたいというふうに思っております。

従いまして、一番はやはり利用者の皆さん方のそういったお声を聞かせていただくということも重要ではないかなというふうに思っているところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） いろいろと指定管理者のこういういろいろな資料を出していただいております、大変これには良いことが書いてあるんですね。ですからこれにもし反したり、それからこういうことは都合が悪いなということがあった時に、いちいちじゃあ町長さんのところに行くか、聞く耳ボックスに入れるかというようなことでは、ちょっと

駄目じゃないかと思うんですね。今までは、地域振興会というのがありまして、名和の場合なんかは、山香荘にいたしましても、トレセンなんかのことにつきましてもそういう方たちちゃんとしておられたようございしますが、もしこれをなくされるということになりますと、私たちはじゃあ直接行政の方に言っていくのかということになってきますので、この地域振興会という会は、どのような形でどのようにされるつもりでしょうか。ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの再質問に答弁させていただきますが、まあおっしゃる地域振興会というのは、財団法人大山町地域振興会を指しておられるってことでございしますね。はい、これにつきましては、この法人の目的が、地域休養施設とそれからスポーツランド、これの管理運営を行うことを目的とするということの寄付行為になっておるところであります。従いまして基本的には、現在町からその施設を管理委託を受け、で、法人として事業展開をしておるところでありますけれども、このたび指定管理制度の中でこの地域休養施設と名和スポーツランド、これにつきましては別の団体に指定管理として管理を委ねるということになれば、その時点で現在の大山町地域振興会の大きな役割は、そういう意味では終わるというふうに思っております。

まあしかしながら、考え方によってこの財団法人大山町地域振興会というこの財団がこの地域の活性化なり地域の振興の中で果たす役割という部分があるとするならば、それをある意味で寄付行為等を変更する中で、そういった役割を新たに持たせて存続するというのもあるだろうというふうに思っておりますし、またその必要がなければ、解散ということもあり得るのではないかなと思っております。ただ今おっしゃる中での懸念されるその地域振興会だったから地域振興会に言ってから、町に伝わったから良かったという思いの中で地域振興会が必要だという思いでありましたら、これはある意味では同じことでありまして、今回受ける事業者に対して、やはり利用上のいろんな課題とか問題点があれば直接利用者の方がおっしゃられればいいことでありますし、その問題点について行政として対応せないけんことがあれば当然その事業者の方から行政にご協議があつて、一緒に対応していくことになるんだろうというふうに思っておりますので、ある意味では同じようなことになるのではないかなと、基本的には最終的な施設の責任は、当然設置者である行政にあるわけでありまして、そこら辺はご懸念される必要はないのではないかなというふうに思っております。

ただ先ほど申し上げたチェックとしての期間はどうするんですかと言われましたので、そういう意味で本来的には当然行政の役割があるわけでありまして、日常お使いになる皆さんからこの施設の管理状況はこうだよと、えらいサービスが良くなったとかね、あるいはちょっと対応に問題があるんじゃないかというようなもしお声があればですね、それを直接言いにくければ、われわれの方にも伝えていただければ、そういった情報を基にその管理を受けた業者の皆さんと話をしていくということでもありますから、日常的には、そういった利用者の皆さんの声を聞かせていただくということもチェックにつながるのではないかと

う意味でご答弁申し上げたということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。11番、諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 何年か前だったでしょうか、プールで事故がございました。で、亡くなられましたね、吸い込み口から幼児が、ね。その時これも外部委託されて、だったんですけども、いろいろ裁判ざたになって結局行政の責任ということで行政もいろいろ責任を負うことになったんですけれど。この体育館の施設で、もしまああっちゃならんことですけれども、そういう生死に関わる重大なる事故があった時に、これはこの取られましたどこですかいな、TKSSグループが責任を持たれるのか全て、あるいは今町長がおっしゃったみたいに最後の責任は行政だから役場が持たれるのか、こういうところはどういう具合になっていますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 諸遊議員さんの質問に答弁させていただきます。一概にどこということでは単純には言えないのではないかなというふうに思っております。従って、これも協定の中にかかってくる部分でもあるのかもしれないけれども、その事故、その原因、その原因によって責任の詳細が明らかになってくるのではないかなというふうに思っております。従って、本人の責による部分もあるでしょうし、管理の責による部分もあるでしょうし、それからもともとの設置してある環境によっての部分もあると思ひますし、そういった中でそこに起こった要因というものによって、責任の詳細が変わってくるのではないかなというふうに理解をしているところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤大介君。あ、答弁が残っておりましたか。なら、ちょっとお待ち下さい。中山支所長。

○中山支所長（田中 豊君） ただ今の町長の答弁、若干補足させていただきますと思ひますが、指定管理者が決まりますと、その後基本協定というのを結びます。その中の標準的な協定の中身としまして、損害賠償という部分がございまして、第3者への賠償ということで、本業務の実施において、乙に、乙というのは、指定管理者でございますけれど、帰すべき事由により第3者に損害を生じた場合には、乙はその損害賠償しなければならないということで、基本的には保険を掛けていただくように仕向けておりますのでその点、ご理解いただきたいと思ひます。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 3点お尋ねしたいと思ひます。今回、その指定管理者として議案として上がっております業者であります株式会社TKSSグループさん、いただいた資料を見ますと、3社で構成されておられるようで、その施設管理等これまでやってきた業者さんがその中に入っておられるということで、そういった意味で、従来よりも、安く管理ができるんだということのようでもありますけれど、まず一点目ですが、募集要項の中で、指定管理を受けられる業者の業務の範囲というところが示してございます。その中で

施設なりの補修等については、基本的には指定業者の方がされるわけでありませうけれど、今回のこの社会体育施設等につきましては、住民にとって、今回出ている施設等の中ではもっとも身近な施設でございます。そういった中で、修繕等がきちんとなされるのだろうかというところの不安が一つございます。そういった意味で、大規模な修繕なり、施設の大規模改修については、町の方でされるわけですが、具体的にいくらぐらいまでの修繕は業者の方でしていただくのか、あるいは体育施設ですと、いろいろな備品等もございます。消耗品的な備品もあろうかと思えますけれども金額的にいくらぐらいまでの備品の買い替えについては業者の方でされるのか。そういった基準について教えていただきたい、それが一点でございます。

関連しますけれど、二点目ですが、先ほど申しましたように、住民にとって一番身近な施設です。で、本来体育施設等これまで必要最低限ぎりぎりの予算で管理をしてきておられたらと思う。そういった中で今回いくら指定を受けられる得意分野とはいえ、10%程度の経費が安くなるということのようなんです。そういった中で本当に適切な管理をしていただけるのだろうか。体育館ばかりではありません。運動公園等については樹木の管理等もございます。もらっている経費の中では樹木の管理まで十分にできんからということで、樹木の管理あるいはグラウンドの芝の管理等がおざなりになってしまうことはないのだろうか。体育館の中の一部が壊れたけれども、ちょっと予算的になかなか対応できないからしばらく投げてしまわれるということがないのだろうか、あるいは施設によっては適宜適切に塗装の塗り替えなんかをすれば、長持ちするような施設であっても、そのまま塗り替えせずに投げておけば、いずれ改修、大規模な改修に合わせて町の方でもらったらええかなみたいな感じで投げっぱなしにされるというような心配はないのか、そういったところが気になります。その辺の指導なり管理、どういうふうにするのかということが二点目でございます。

で、三点目ですけれども、今回資料としていただいておりますTKSSさんの自主的な事業のご提案です。高齢者の介護トレーニングですとか、住民の社会体育福祉につながるようなさまざまな自主的な事業、非常に魅力的な事業が提案いただいているように見受けられます。ただ心配なのはですね、そういったさまざまな自主的な事業が、年度当初の年間計画に沿ってきちんと実際に実施されるものなのだろうか、というのが、若干気になるところでございます。そういった自主的な事業について提案はいただいておりますけれど、これが実際にされるのかどうか、あるいはいろいろたくさんの事業が提案してあります。

これに関して町は、必要に応じてその事業に対して補助をなされるのかどうかといったことについてもご答弁お願いいたします。以上です。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんの質問にはそれぞれ担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷 昭久君） 近藤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。まず、修繕の件でございますが、当然大規模修繕になりますと、甲乙協議の上、という形になろうかという具合に思います。どの辺りで線引きがしてあるのかということでございますが、金額的に何ぼということにつきましてはまだきちんと金額では出しておりません。が、じゃあどこから大きくて小さいのかというご議論もあろうかと思っておりますけれども、その段階において協議ということで、通常の例えばガラスがめげた、そういうようなことについては当然、指定管理の中でやっていくということでありまして、突発的な場合、当然あるわけでございますので、その場合には当然協議という形になろうかという具合に思っております。TKSSさんがお示しになっておられる金額はだいたい100万ぐらいで積み上げておられますので、内訳をみますと100万程度という金額が上がっております。備品についても同様の考え方をもっております。

それから適切な管理ができるかということ2番目でございますが、TKSSさんのご提示になりました提案では、町民アドバイザー性の導入でありますとか、利用者の声を当然たくさんいただきながら、町民の利用者のニーズにあった管理運営を行っていききたいというのがTKSSさんの基本的な考えでございます。すでに利用の面、あるいは貸し出しの面で、そういった面で産業体育館なんかの状況を調べてみましても、だいたいそういうような形で運営がなされておるといことで、適切な運営管理はできるのではないかなという思いをしておるところでございます。

3つ目でございますが、自主的事業がたくさん提案されているということでございますが、既にご提案いただいた事業の中で、実施をしていらっしゃる事業もたくさんございます。とりわけ大山町独自にということではなくて、例えば元Jリーガーさんと呼んでのサッカー教室というような形になれば当然米子市と大山町で開催がなされるとかですね、そういうこともございますでしょうし、介護福祉の方とのタイアップした例えばそういった介護を要するような方ができるような軽スポーツといいましょうか、体操といいましょうか、既にそういう事業については、健康福祉課の方なんかでも取り組んでおられる事業なんかとのタイアップでありますとか、そういうことも当然考えていけるのではないかなという思いをしております。その場合、補助ということは、現在のところ一切考えておりません。それは向こうがなされました提案ですので、その提案の中で取り組んでいただきたいと、まあ、支援は当然必要かなという認識をしております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 最初の修繕備品に関してですけれども、当初の先方業者の目算としては、修繕料がだいたい100万程度なのかなというふうに見てあるようですけれども、ただ実際にいただいた資料を見ますと、それはあくまで実績に基づいて出ているようでございまして、実際にその100万までの修繕は、自分のところできっちりしますよというわけでもないだろうというふうに理解しております。

そういった中で町が管理し、予算を執行している場合であれば、どこかが壊れました、す

ぐに直さないけんということであれば補正でもして予算を組んで執行するわけですが、それは損得ではないと思います。住民の利便性であったり、安全のためだろうと思います。しかし、先方とはどうか、指定管理を受けられるところは、民間企業であり、営利を目的にして実施をしておられるわけで、必ずしも住民の使いやすさ優先で考えていただけるのかというところで一つ不安があるわけです。少々使いにくいけど、まあ使おうと思えば使えるがなというようなところであれば、我慢してくださいということになりはしないか、そういったところで、不安があるわけですし、そういった意味で、しかも今の課長の答弁では、見積もりでいくら以上はどっちの負担だということは厳密には決まっていないということであれば、うちの方では、指定管理業者の方では、必要性は認めないということになると、町の方で備品の買い替えなり修繕をしなければならないという場合も出てくるのではないだろうか。

そうすると現在の見込みとしてはですね、19年度町の試算でいくとですね、管理経費は3,520万5,000円で、TKSSさんにしていただいた場合は3,246万7,000円、340万4,000円ほど財政的には助かるということなんですけれども、先ほど言ったような形で、町が支出しなければならない修繕料なり備品購入なりが増えれば、この数字は、そのとおりにはいかない、もっともっと町の負担が増える可能性もあるのではないかとこのように感じたりもしておりますので、そういった点、どのように業者と交渉なり契約までにですね、契約するまでにどういうふうに業者と話を詰めていかれるのかということについてももう一度確認をさせていただきたい、これが一点です。

それから、自主的自主事業のケースです。まあ米子の方でも実績を積みつつあるということなんですけれど、都市部で、都市部と言うか市部で開催される各種体育教室等、農村部で実施する場合と、若干やり方も違うんじゃないかと、あるいはケースも違うんじゃないかというふうに感じます。業者の提案では、魅力的な体育教室なりを住民に提供し、それに対しては別途費用をいただくというような提案になっております。それはそれで結構な事だと、いい事だというふうに感じるんですけど、じゃあ実際にそれが大山町で実施されるのかどうか、計画提案だけで終わってしまいはしないかというふうな心配もあるわけです。それはやはり先ほど言いましたように、その市部との、都市部との農村との違いという部分も気になるところでございまして、現時点でその例えば19年度、このTKSSさんが具体的に自主的な事業をどの程度具体的に今計画しておられるのか、把握しておられるようでしたら答弁をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんの再質問に答弁させていただきます。今修繕あるいは備品の買い替え等のいろんな話がありました。基本的には町の備品でございまして、その備品を管理者に管理をしていただくという考え方でありまして、施設も町の施設です。

〔「消耗的な……」と呼ぶ者あり〕

一緒です。で、現在対応している中で、町が直営であっても、利用者から備品を増やしてくれとか、修理を、使いにくくなったから修理をしてくれと言われてもちょっと待ってください

いと。財政的には大変なんで、ということは当然あるわけでありまして、ですから管理を任せただけからといって、その管理者にどんどん管理者の責任で、はいどんどん修理せ、使いやすくももっともいい具合にせというのはある意味ではなかなか言えないんじゃないかなと思います。現状の中でどういうふうに管理をしていくら管理費がかかるかということで今試算をしてもらってるわけでありまして。従ってその辺はこれから使うことによって出てくる施設の修理の必要な箇所とか、あるいは不具合な部分、あるいは備品、必要な備品あるいは壊れてきて使えてなくなった備品をどうしていくかということについては、基本的にはその今の示している100万なら100万の枠の中で動いてそれで場合によっては動けない部分、あるいは突発的な大きな部分については、別途協議をしながら、住民の利用に不便を与えないように、町が修理をしたりあるいは町から買って対応したりというふうになってくるんじゃないかなと思っております、個々の問題についてその都度、考えていかなければいけない部分あるんじゃないかなと思います。

ただいろんなことが想定されます。しかしながら初めてそういう意味では管理を指定管理として任せるわけでありまして、確かに不安な部分もたくさん、どこに頼んでも、どこを選んでもあるんじゃないかなというふうに思っています。従ってそういったところを管理の担当課、あるいは利用者の皆さんの声を聞きながら適切な管理が成されているかどうか、適切な管理して何か課題があるかどうかということ等を常に情報交換をしながら取り組んでいながらより良い方向に2年目、3年目と持っていくっていうことになるんじゃないかなというふうに思っております、最初から100%の全ての事をきちんとした中で、任せるというのはなかなか難しい面があるんじゃないかと、お互いやってみなきや分からない部分あるわけでありまして、そこがそういう意味では信頼関係の中でお互いにいい関係を築きながら管理を適正にさせていただくというふうにしていかなければならんじゃないかなというふうに思っています。

それから自主事業の件についてでありますけれどもこれもいろんな提案をいただいております。具体的な案があるかどうかは、担当課長があれば答弁いたしますけれども、今行政行としても高齢者の皆さんだけではなくて、健康増進や、高齢者の皆さん介護予防とかいろんな運動によって、そういった体力増、あるいは介護予防等していただくような取り組みが必要なわけでありまして、直接今町がやっている事業もあります。さらにはこの提案の中で、町民向けにでも自分のところが持っているノウハウ、あるいはインストラクター等おれば、そういった者を連れてきてでもそういった機会を持って、もっと施設に来ていただいて使っていただくような取り組みにしようというのが一つの自主事業の提案でございます。場合によっては、それが住民にとって喜ばれるいい事業であって、本当に効果があるということで計画いただければ、場合によっては補助ということではなくて、共催で例えばもっと広く呼びかけてやるような事業も出てくるんじゃないかなと思っておりますし、また、利用組織の中でスポーツ教室等自分の持っておられる会社のノウハウや指導者を前面に出しながら、受講料を取ってあの施設を使ってそういった町民向け、あの周辺に向けてのそういったスポ

一ツ教室等開かれるということもあり得るのではないかなと思っておりますが、町としては、こういった機会に、町としてもいろいろやっているスポーツ行事とかそれから健康づくりの事業やっているわけでありますから、この施設を使ってなかなかうちにノウハウが無くて出来ない部分がある訳でありますけど、事業者さんがそういった計画を立てられる場合があれば、それが町として本当に効果あると思えば、場合によっては共済なり、少し一緒になって支援をしてやる事業も場合によっては出てくる可能性もあるのではないかな。ある意味では、それも期待する部分ではないかなというふうに思っております。今具体的な計画がもし届けられてあるようでしたら、そこら辺は担当課長の方が答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） ありますか。社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷 昭久君） ありません。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。6番、森田増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 前人の議員と重なるところがあるかもしれませんが、ご容赦願いたいと思います、まず一点、先ほど来からの減免の話も出ておりますので、この件について町の社会体育施設という3つの地区の施設ということもあります。確認ということで一つ尋ねたいと思いますけれども、この提案書の中の一番最後の方に、それぞれ3地区の施設の管理業務に関する収支計画書ということの中で、収入の項目がですね、17年度のいわゆる先般示されましたところの指定管理者対象施設運営状況というものを参考にしながら、この業者の方は同額の金額を提示しておられるという具合に私は理解をしております。で、あるならば、やはり現在まで利活用されている現況、あるいはその中で減免を受けられている団体もかなりあると思いますけれども、そういうものも引き続き、この指定管理者業者の方の方への、なった場合にも町民住民として同等の形でやはり継続していただけるようなことになるかどうかということについて、一つ確認をさせてもらいたいと思います。

それから人件費ということでもあえてお尋ねをしますけれども、この施設関係で職員の方が関わっておられる額的なものが試算的に把握しておられるようでしたならば、お示し願いたいと思います。と、言いますのもこの指定についての資料の中での、町の支出金の中には当然町の資産、町の支出金という項目の中の金額には含まれていないと思いますので、そういったものもちょっと把握させてもらいたいという具合に思っております。まずこの二つについて。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんの質問には担当課長から説明させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷 昭久君） 森田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず減免の件でございますが、先ほど来出ておりますように、減免につきましては従来どおりという考え方を持っております。で、TKSSさんがお示しになられた収入の中で使用料の金額が上がっておることとでございますが、当然施設でございますのでたくさんの方に使っていただいて、利用料を上げたいという意図もたぶんおありだという具合に判断

をいたしております。

それから2番目の人件費の中に職員の人件費が含まれていないということでございます。あえて入れておりません。どのように積算したらいいか苦慮するわけですが、それぞれの施設に関わります職員の業務が、日常業務の中でどの程度なのかという中から割り出した数字でございますので、まったく根拠がないというわけではなくて、それなりの根拠に基づきまして積算をしてみました。その結果、現在の職員を基準に考えてみますと、だいたい受付業務でありますとか、使用料の徴収、維持管理のための業務、そういった状況の中で試算をしてみますと、約750万位の年間の金額になるではなかろうかという具合に思いますので、町試算の指定管理料とそれにその金額がつくというような計算になろうかという具合に思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 6番、森田増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 金額的などころも示していただいてよく分かりました。次に、もう一点質問したいと思っておりますけれども、現在3施設、3地区の施設につきましての利用といいますのは、私が自分なりに把握している状況ですけれども、冬の間は非常に利活用が少ないのかもしれませんが、春夏秋通じますと夜間の使用、それから土曜日・日曜日の使用あたりはかなり現状でも利活用があっておる状況だろうと思っております。その状況についての報告を一つお願いをいたしたいと思っておりますが、それを含めて、そういう状況の中で、施設の利活用についてを含めて、この指定管理の業者の方から12項目の提案があっておるわけですが、非常に素晴らしい、先ほど近藤議員の方からも質問がありましたように、このものが速やかに遂行されれば、利活用ということについてかなり期待をされる、町長も期待しておられる、信頼をもって取り組んでいただきたいという思いがあるようですが、果たしてそういう状況の中でこのような取り組みが実現できるのかなという具合に自分なりに思うところですが、この点についての答えをお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんの再質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷 昭久君） 森田議員さんのご質問でございます。3地区の利用施設冬期間ということですが、土日とか夜間、非常に使われているんじゃないかということですが、人数が必要でしょうか。

〔「いや、結構です。」と呼ぶ者あり〕

○社会教育課長（麴谷 昭久君） 概要で結構ですか。利用につきましては各施設とも本当に何と言いましょか、土日夜間そういう状況の中では、非常にたくさんの利用をいただいております。で、当然利用していく中で重複する部分がありますので、利用の調整ということが必要になってくるのではないかという具合に思うわけですが、この辺りが3地区の、例えば申し込みの受け方、調整の仕方、というものがまちまちと言いましょか、そう

というような状況もありますので、一本化することによってその辺りの改善を図っていくということがなされるという具合に考えております。

それからたくさんの方の提案をいただいておりますけれども、期待できるかどうかということでもありますけれども、今後におきましては当然指定業者とその辺りを中心にしながら話し合いを進めながらですね、進めて一つ一ついきたいという具合に思っております。まあいろんな部分ありますけれども、先ほどの自主事業の中でもございましたけれども、提案はしたけれども、果たして本町で実態に合うのか、合わないのか、そういう部分もあると思いますので、一つ一つが当然お互いに協議しながら進めていくということが必要ではないかという具合に考えております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 6番、森田増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 町長にお尋ねしたいと思っておりますけれども、現状は、先ほど説明があったところの状況だと思います。非常に平日ならば空いているだろうと思っておりますけれども、土曜日、日曜日あるいは夜間、非常に町民の利用が多い現況だろうと思っております。そういう現況の中で、この指定管理業者に協定書を締結して、取り詰めていくとなるとやはり行政の方でのそういったこれまでの取り組んで活動しておりました、利用してあるところの状況との調整が、指定管理業者との提案書の中でかなり調整検討されるべき案件があるんじゃないかなと思っておりますので、非常にその辺については町長の方のリーダーシップが必要になるんじゃないかと思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 答弁させていただきますが、基本的には町の社会体育施設でありますから、町民の体力向上、健康増進、これを目的とした活用というのが当然設置目的にある訳でありますから、これを主眼とした管理運営がなされるものというふうに思っております。ただしかしながら、町として持っている今の人的な体制なりノウハウの中で、今住民の皆さんにもっといろんな形での多面的な方面から利用を促すことがなかなかできていない、そういう意味では施設が十分に活用できていない面もあるだろうと思っております。そういった中でそういった部分を民間であるこの事業者に期待をしておると、それがひいては町民のサービスにつながるだろうという期待は持っておるところでありますので、従いまして先ほどそのご心配される向きの部分も当然それは今の利用実態等をきちっと把握する中で、この提案をいただいておりますような自主事業もうまくその中で整理をしながら取り組んでいただくということになるんじゃないかなというふうに思っております。従ってそういったところの調整というのは、当然今まで通り社会教育課の方が主管課としていろんな地域のスポーツ団体とか、利用団体との皆さんとの話もされるだろうというふうに思っておりますので、これをこの事業者に全部投げ出してしまうということにはならないというふうに思っておりますので、そこら辺は常に連携を取りながら対応していくことだろうというふうに思っておりますので、これからさまざまなそういう意味では、当然課題はあるわけでもありますけれども、それは町民の視点に立って前向きにその課題解決に向

けて、お互いに取り組んでいくことが大切ではないかと、お互いにそういう姿勢を確認し合うということが大切ではないかなというふうに思っておるところであります。以上で終わります。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 2点ほどお伺いしたいと思います。9番ですが、目標として、年間利用者を10万人達成するというふうになっております。実は今何名利用されているのか分かりませんので、この10万人が実はどのような数字で出てきたのかというまず疑問があります。まず、例えば8万人で10万人増ということでしたらば、2万人のアップを狙ってとるんじゃないかなと思います。逆に12万だったら2万人ダウンなのかなと、これは素朴な疑問です。

そして11番目を見るとスクールなんかを提供してですね、収入アップ、当然お金を取ることなんだろうというふうに理解しております。そうなればですね、収支計画書を見ますと、19年度から21年度全て同じ数字が並んでいます。もしそのような目標を掲げているならば当然収支計画書もその辺あたりで数字が改善された数字になるはずと思うわけです。というのは、ナスパルなかやまの分を見ますと、19年・20年・21年と収入アップ計った上で、施設職員の給料もアップというような形で出されております。そうして考えてみますと、この会社は、案外いい加減な計画書を出しておるんじゃないかなととられても仕方がないのではないかと。そう考えるとこの管理者は、任せても大丈夫なのかなと、いうようなうがった考えもできると思いますが、その辺を、例えばこの4社の中にあまりいいやつがおらなくてというようなことがあればですね、もっと問題だなと思います。その辺をお答え願いたいなと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西尾議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷 昭久君） 西尾議員さんのご質問にお答えさせていただきます。まあ年間集客目標10万人ということが29ページに記載がしてございます。まあ、各施設の利用人数につきましては、年間の何人利用したということが当然あるわけでございます、そういった現在の使用利用人員を基に、合計をしたものにさらにいろんなイベントとか、あるいは集客の企画でありますとか、そういうことを計画しながら利用を拡大していきたいと、多くの町内はもちろんでございますけれど、内外の皆さんにもご利用いただいとすることで計画書に上げられたのが多分10万人で、年間集客目標10万人という数字をTKSSの方が上げられたという具合に思っております。

ただ、その辺りの根拠がどうなのかということになりますと、先ほども申し上げましたように、例えばいろんな企画がございますけれど、できるものとできないものというのは現段階です、やはり出てくるではなかろうかという具合に思いますので、TKSSさんは1

0万人ということを上げられましたけれど、結果としては8万人であったとか9万人であったとかということは当然あるわけでございまして、目標としてはそういうような位置づけで利用を拡大をしていきたいという思いを買いたいなという具合に思っております。非常に前向きに捉えていらっしゃるなという認識はいたしております。

それから次の30ページのところで、例えばコミュニケーションカフェの設置でありますとか、そういうことではあります。そういった部分については今後詰めていかなきゃならない部分ではないかという具合に思うわけでございまして、その辺りの解釈なり思いが、われわれサイドで十分になされていないということになれば、議員おっしゃいますように、非常に企画書倒れみたいなことになりはしないかというご指摘でございますけれど、それぞれの現在行っておられます7施設の取り組みの状況とか、そういうところを今後大いに参考にしながら、本町の場合でも精選をしながら協議を進める中で、大山町にふさわしい企画を一つ一つ積み上げていければなという思いでおるところでございます。以上です。

〔「計画書の方の……。」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 個人的発言は止めてください。他に質疑はありませんか。2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 先ほど質問したことに対して答えていないんじゃないかなと思うんですけど。

○議長（鹿島 功君） 町長。社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷 昭久君） 失礼いたしました。議員おっしゃいますように、そういった一つ一つの企画によって収入として上がってくるものが、収入として上がっていないかということではあります。当然3年間という単位であるわけでございまして、その辺りにつきましては、年度末の決算報告といいたしましょうかそういう中で数字が上がってくるものと思っております。

○議長（鹿島 功君） 2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 結果の報告で決算されると、あ、それを見ていきたいというのであれば、この収支計画書というのはですね、別に意味はなさないというようなことでしょうか。というのはですね、これを見て最初の点数を決められたのではないかなと私は思うわけですが、そうでなかったら、もしこれが結果報告書でそれで実はいいんだというような話でしたら、もうこの中にじゃあこれは一つも判定する材料に当たらないようなことになるのではないかなというふうに私は考えます。というのは、先ほど言いましたが収支が上がれば当然職員のお金も払いますよみたいな、当然そのような先行きを読んだようなところが選定の中で重要なボリュームといいますか、判定材料になったわけだと思いますが、その辺はどうなのかな。

○議長（鹿島 功君） 答弁。社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷 昭久君） 西尾議員さんのご質問にお答えいたします。TKSSが示しております指定管理料でございますけれど、町試算分との比較も当然あるわけでござい

ますが、実際に協定書を結ぶ場合には、例えばこれを基にこの中から本当に、この額でいいのかというような詰めが当然出てくるわけございまして、その段階で一つ一つをチェックをしながら、いるものあるいは不要なもの、そういった選別が必要になってこようかという具合に思っております。当然、それは人件費部分も上げていないということですけど、それを単純に上乘せするというような考え方は、全く持っておりませんので、その辺りの予算の積み上げなりあるいは協議の中から収支を最終的に積み上げていくということに作業としてはなろうかという具合に思います。で、ですから非常に町資産でお示ししているのが、結局17年度なら17年度の決算額というものをぽんと出してそれに対して業者の方が、資産をした金額であるわけございまして、当然今はTKSSの方が3年間同じ金額ということになっておりますけども、あるいはそういった段階で若干変わってくる可能性というのもの、あるのではないかなという具合に理解はするわけでありまして。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第7号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第7号は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩いたしたいと思っております。10分間休憩したいと思っております。

午後2時31分 休憩

午後2時41分 再開

（助役 退席）

日程第6 議案第8号

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。日程第6、議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町名和地域休養施設）を議題にいたします。地方自治法第117条の規定によって敦賀亀義君の退場を求めます。

（敦賀亀義君 退席）

○議長（鹿島 功君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただ今ご上程いただきました議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町名和地域休養施設）の提案理由についてご説明いたします。

本案は、大山町名和地域休養施設の指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

昨年の秋、公共施設の指定管理者導入について内部協議を行い、今議会に提案しました施設について本年4月から指定管理者を導入することの意志決定をし、昨年11月末に公募い

たしました。大山町名和地域休養施設については、12月7日に現地説明会を実施、これを受けて、1月17日の応募期限までに1社の応募がありました。

内部審査の後、1月26日に、指定管理者選定委員会の委員の審査をお願いし、この審査結果を受けて、名和地域休養施設の指定管理者を次のとおりとしたく提案するものであります。

指定管理者としたい団体は、「鳥取県西伯郡大山町御来屋82-1、御来屋賑港株式会社代表取締役 金田敏彦。指定管理の期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間としております。以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。14番、岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） ちょっと単純な差し引き、町の支出金として管理料の差額ですが、平成19年度差し替え分をみますと、町の管理経費が4,051万2,000円、法人の場合が4,289万円。委託した場合が230万くらいプラスになる、差し引きしますと。これはどういう、マイナスになっていますが。どういう計算でしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岡田議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） どこが担当ですか。産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） ただ今の質問でございますけれど、管理経費とそれから収支予算書等による法人等の提案の管理経費の差が135万ということで、計算をいたしておりますけれども、これは減った理由ということのようでございます。

〔「13万5,000円」と呼ぶ者あり〕

○産業振興課長（渡辺 収君） 13万5,000円です。申し訳ございません。13万5,000円でございますけれども、減る理由はということでございますけれど、これは私ども営業努力によるものという具合に理解をいたしております。

〔「差し引き、計算が……」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ちょっと待ってください。はい、14番ですね。14番、岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 19年も20年も21年も、指定管理料の差額、町との差額がマイナスになってますけれども、実際にはこんなにならないようですが。

〔「あるで」と呼ぶ者あり〕

○議員（14番 岡田 聰君） なんで。

〔「議長、休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 休憩します。

午後2時47分 休憩

午後2時52分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。他に質疑ありませんか。8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 確認をしたいと思いますが、町の支出金ということで1,318万5,000という金額が3年間出るようでございます。委託金として。もし、19年、20年、21年、それぞれ…。ええ、はい金額はそれぐらいですが、もし赤字になった場合でもこういうふう決めて、掲げてあります金額に補充をするということとはございませんですよ。それだけ確認をしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんのご質問でございますが、出資いたしますのは、下の段の指定管理料でございまして、上段につきましては、町が現在支出しておる、要は地域振興会に支出している差額の分の金額で、それで比較をしておるところでございます。で、指定管理料については下段の方のこの1,350万と979万、3年間で3,258万という管理料を見込んで資産の中で収支から出しておるところであります。ご質問の趣旨でございますけれど、基本的には当然こういった収支計画の中で事業計画を出していただいて、それで運用していただくわけでありますから、これで赤字になったということでも町が補填するという考え方は基本的には持ってはおりません。

ただ社会的な大きな変動、例えば燃料費がどーんと上がるとか、そのいろんな社会的な変動があった場合には考えなくちゃならないと思っておりますけれど、基本的にはこの事業計画に基づいての収支でありますので、この管理料の中で運用していただくということになるだろうというふうに思っているところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 16番、椎木 学君。

○議員（16番 椎木 学君） ちょっと字句を確認していただきたいんですけど、申請書の裏側に御来屋振興という会社概要の御来屋振興がありますが、いわゆる企業の振興と本来の名前の賑港と違うわけですけど、これはどうなんですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 椎木議員さんのご質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） 港の方が正しい字句でございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 他にありませんか。1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 本件については公募した結果、1業者しか応募がなかったということ、その是非について選定委員会で議論し、まあ妥当だということで、選考されたと思います。で、その選定委員会での議論及び町長の判断について、何点かお尋ねしたいと思います。

この御来屋賑港株式会社については、昨年主に地域振興に資するよというということで、地元の商工会のメンバーの方が中心になって設立された会社ですので、さまざまな形での支援があってもいいのだろうというふうには理解しておりますが、ただ今回の指定管理を結ぶということにあたってですね、心配点がないわけではございませんでして、一つはこちらの会

社の資本金が71万円しかないと、しかもこういった宿泊施設なりの業務についての実績がないといったところで、本当にうまくやっていただきたいと、経営をしていただきたいという気持ちはあるんですけど、本当にお任せして大丈夫なんだろうかという不安がございます。そういった点について選定委員会でどのように議論され、どういう経緯でこういう判断になったのか、その辺の議論の経過をお聞かせいただきたい。同様に事業計画なり拝見させていただくと、例えば19年度の自主事業計画の中に山香荘の項の3番目でございます。県外、特に関西・山陽・四国方面の企業に会社の福利厚生施設として利用働きかけていきたいということで記載がございます。これに関する収支の試算表を見ますと、そういった特別な経費も組んであるようには見受けられないわけですけど、具体的にどのような格好で県外等に働きかけていかれるお考えなのかということをお尋ねしたい。

それから20年度以降については、19年度の実績を踏まえてなお発展させていきたいということで事業計画に記載がしてございます。気持ちとしては本当に少しずつでも、これまでよりいい形で進んでいって欲しいとそういう気持ちは、本当に持っているわけですけども、それに関する試算表を見せていただくと、売り上げ自体はですね、20年度以降の売り上げについては19年度よりも低く見積もってあると。じゃあ経費の方はどうなんだろうというふうにみますと、その分については人的経費を削減することで、言ってみれば帳尻を合わせてあると、こういうような試算表をみますと、本当にこちらの業者に任せて大丈夫なのかという不安がぬぐいきれません。その辺を選定委員会の中では、どういうふうに受け止められて議論されたのかということについてご答弁お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんの質問に答弁をさせていただきますが、選定委員会は私は同席いたしておりませんが、その時の様子を聞かせていただいておりますけれども、地域休養施設、ご承知のような今地域振興会が運営するような中で状況であります。なかなかいろいろ工夫しても改善がなされていない施設の中で、町としても地域振興会としても苦慮している、そういった施設なわけでありまして、これを指定管理ということで、民間の皆さんに管理をいただくということで、何かこれが新たな展開によって施設がまた生き返っていくということがないんだろうかという、そういった願いを込めて実は指定管理に出したということが大きなまずい思いであります。で、最初の説明会は5社ほどあったというふうに聞いておりますけれども、最終的に申請をいただいたのは、この御来屋賑港、株式会社御来屋賑港1社でございました。そういった中で、そういった状況もご理解をいただく中で、この御来屋賑港というのもご承知のように、まだできて日の浅い会社でありますし、また目的として今大山恵の里づくり計画、この中の一つとしての海の資源を生かしていく、そういった取り組みを中心にしながら、有志の皆さん方で設立をされた会社でありまして、今既にエージェント等との契約の中で、御来屋漁港にお客さんを来ていただき海の素材を使った料理を食べていただくツアー、これについて今取り組みが進んでおりまして、これからもどんどん、今のところ30件近くの予約が入っておるといふところの中で、そういう意味ではこ

の取り組みというのは、この大山恵の里づくり計画を実現していくうえでの第一番目の企業、業を興す企業でございますけれども、企業者として注目もし、ある意味で期待も寄せている部分であります。しかしながらなかなかその実態、これから先の見通しというのは、非常にそういう意味では今判断する材料がお示しする部分が十分でないところの中で、その委員会の皆さん方としても今の株式会社御来屋賑港の事業計画なり、事業実態、さらには地域休養施設の今の運営状況等勘案する中で、管理を積極的に取り組もうという姿勢というのはご理解いただいたようでありまして、それに対して具体的にじゃあどうかこうかという詰める、要はそこまでの材料という部分が正直言って今この会社にはないわけでありまして、そういった意味で判断を私の方に委ねられたという部分があります。従って、その点数を付けていいか悪いかという、点数というよりは、要は今申し上げましたように、その点数付けてる部分は何社かあった時に順位を付けるための点数であって、決定するための点数ではないところの中で、それぞれの点数を基にしながら相対的な評価をして、これがいいだろうというところのご審議をいただいておりますから、1社でありましたので、そういった意味では点数ということではなくて、この御来屋賑港なり、考え方を聞いた中でそこがよくなるならば、1社しかないわけでありまして、そこも候補として町長に提案するのでいいのではないかというふうな結論だったというふうに聞いておるところであります。

それを受けて私どもとしても内部で協議をさせていただきました。先ほど来申し上げておりますように、これからいろんな事業展開を期待をする株式会社でありますけれども、その事業展開する基盤として、今、御来屋漁協でのエージェントとの昼食ツアー、これしか今ないわけでありましてさらにこれを広げていく基盤として、今いずれにしても地域休養施設、町の地域振興会としてもなかなか成果が上げられなくて苦慮している部分でありますから、その皆さん方に、まあ民間の方ばかりでありますので、さらにその中には二人、今地域振興会の理事として、今までの運営というものもご理解いただいている方も入っておるわけでありまして、さらにお聞きをすると、今いる職員、この職員を継続的に雇用をしながら、要は今までのお客さん等を含めて運営の仕方も彼らを中心にしながら、さらにその中に自分たちの考え方を入れ込み、先ほど言いましたような、要はエージェントを通しての会社への売り込みなのかも知れませんが、いろんな計画が展開していけるだろうというところの中での意欲、計画をくまらせていただきまして、このたび御来屋賑港に指定管理を委託するというご提案させていただいている経過でございます。確かに私自身にとっても、先行き全くこれで磐石だと、間違いはないというふうな太鼓判を押せる状況にはないとは思っておりますけれども、しかしながらこういった取り組みを積極的に進めておられる方に、さらにその資源を、山香荘という地域で、あの施設を使ってさらに生かしていこうというこの計画、この取り組み、これでまた活動の幅が広がっていくことであればお互いにそういう意味では効果が発揮されてくるのではないかとすることに期待をしながらこのたび提案をさせていただいておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。19番、荒松 廣志君。

○議員（19番 荒松 廣志君） 確かに先行きは不透明な部分もありますし何ですけれども、確認しますけれども、旅行会社等の注文が入って漁村センターで昼食等を提供するという当初考えでしたね。それが山香荘に変わっていくわけですか。あくまでも漁村センターでやると。で、聞くところによりますと、あそこの炊事場は駄目だとか、1区の公民館は駄目だとかっていうことで、炊事場探しもされたようなことも聞いております。だからいい具合に活用してもらえばいいけれど、当初は心配したのは提供する場所が、山香荘に変わってしまうかなという気がありましたので、その辺の答弁をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 荒松議員さんの質疑に答弁させていただきます。現在御来屋賑港が今そのツアー客をお受けする料理、これにつきましては基本的には漁村センターでは営業許可が取れないということでありまして、あそこについては温めるだけということでの許可を取っています。従って現在のところ今主な調理の場所としては山香荘の厨房を使いながらやっているというのが実態でございます。そういった思いからも今回指定管理で自分たちが受けてさらに幅を広げていこうという考えになられたというふうに聞いているところでありますけれども。従って、提供する場所というのは、今取りあえず漁村センターを使っておりますけれど、これもまた漁協さん等と協議をしながら、やはり海の拠点というのを作っていかなくちゃならないというふうに思っております。そういったところができるまで、当面漁村センターを活用するとなると思います。これなぜかといいますと、山香荘に移すと、要は今一つの大きな魅力は、海を見ながらその港で食事ができるというのが大きなそのエージェント等も魅力と感じているようでありますので、従ってその場所を山香荘に持つていくということは無いわけではありますが、ただこの事業計画なりお話を聞いていますと、それをさらに広めていって深めていって、例えば1泊で来ていただいて、で、山香荘に泊ってもらって漁をしてもらったりとか、食べてもらったりとか、そういうその活用と言いますか誘客につながるができるんじゃないかと。従って一帯にそれを御来屋賑港が管理することによって、そういった展開もやりたいというふうな思いを聞かせていただいているというところであります。以上でございます。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） これで質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第8号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第8号は原案のとおり可決されました。

除斥した敦賀議員の復席にさせていただきますように、しばらくお待ちください。
(敦賀亀義君 復席)

日程第7 議案第9号

○議長(鹿島 功君) 日程第7、議案第9号 物品購入契約の締結について(名和小学校備品(一般備品))を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山口 隆之君) ただ今ご上程をいただきました議案第9号 物品購入契約の締結について(名和小学校備品(一般備品))の提案理由のご説明をいたします。

本案は、物品購入契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

名和小学校統合新校舎に搬入する机、椅子等の備品について、去る1月31日に県内の6業者を指名し、指名競争入札を実施した結果、税込み金額で2,992万5,000円で、米子市旗ヶ崎2210 有限会社原文タイプ米子支店支店長竹下薫が落札し、過日物品購入仮契約を締結したところであります。

なお、納入期限は本契約締結日から3月23日としております。以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。

○議長(鹿島 功君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第9号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。従って、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号

○議長(鹿島 功君) 日程第8、議案第10号 物品購入契約の締結について(名和小学校備品(体育器具))を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山口 隆之君) ただ今ご上程をいただきました議案第10号 物品購入契約の締結について(名和小学校備品(体育器具))の提案理由のご説明をいたします。

本案は、物品購入契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

名和小学校統合新校舎に搬入する体育器具関係の備品について、去る1月31日に県内の4業者を指名し、指名競争入札を実施した結果、税込み金額825万6,045円で、米子市道笑町2丁目218-1 株式会社橋尾スポーツ米子支店 支店長 林原輝彦 が落札し、過日物品購入仮契約を締結したところであります。

なお、納入期限は本契約締結日から3月23日としております。以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第10号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号

○議長（鹿島 功君） 日程第9、議案第11号 物品購入契約の締結について（名和小学校備品（コンピューター関係）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただ今ご上程いただきました議案第11号 物品購入契約の締結について（名和小学校備品（コンピューター関係））の提案理由のご説明をいたします。

本案は、物品購入契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

名和小学校統合新校舎に搬入する、コンピューター関係の備品について、去る1月31日に県内の6業者を指名し、指名競争入札を実施した結果、税込み金額1,866万9,000円で、米子市両三柳2864番地16株式会社ケイズ代表取締役 松本啓が落札し、過日物品購入仮契約を締結したところであります。

なお、納入期限は本契約締結日から3月30日としております。以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 本件について予算の執行の仕方についてお尋ねしたいと思います。

まず一点、コンピューターの類の備品の購入ということでございました。まあ付属の備品

等がもしあれば必要ありませんが、主にパソコンだったであろうと思います。こういった機械が何台であったのかと。で、入札に当たっては、メーカーの指定等があったのかどうか。以上2点についてお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○教育長（山田 晋君） 担当課長の方から答弁します。

○議長（鹿島 功君） 学校教育課長。

○学校教育課長（狩野 実君） 先ほどのご質問にお答えいたします。コンピューター関係ということで、内訳は教室用のパソコンということで、台数20台ということを入れております。それ以外に液晶のプロジェクター、プラズマディスプレイ、教育支援のソフトウェア、ソフト等も結構な100万、200万という単価になっています。それからメカの指定ということですが、参考の機種、同レベルということで、機種を指定しているところがございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） パソコンが20台ということで、じゃあ取りあえずパソコンに絞ってお伺いします。教育委員会の方での積算としては1台いくらいで設定されたのか。ノートパソコンであったのか、デスクトップのパソコンであったのか。それから業者6社指名されて実際には4社の入札ということだったようですけども、6社の業者を見ますと必ずしもそういったコンピューター販売に強いのかなというふうにも思えないのでありますけれども、もっと安く製品を仕入れる方法は他になかったのか、これについても併せて答弁をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○教育長（山田 晋君） 担当課長より答弁します。

○議長（鹿島 功君） 学校教育課長。

○学校教育課長（狩野 実君） お答えいたします。パソコンですが、デスクトップのパソコンということで単価の方、機種、実は富士通のFMVD5330というのをひとつ機種として指名しまして同程度ということですが、単価を23万7,850円ということで設計をしております。

それから指名した業者であります。他にも業者がなかったかということで、ないということはなかなか言えないところでありますが、実績のあるところ、これまでいろいろ取り引きのあるところ等についてを指名させていただいております。特に工事と備品関係と違いまして、指名の条件といいますかそういうものが特段備品の場合ありませんで、そういう中で選定を教育委員会の方でさせていただいたというところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。12番、足立 敏雄君。

○議員（12番 足立 敏雄君） ちょっとこの入札の方でのサンメディアの失格というのはどういう理由なのか教えてください。

○議長（鹿島 功君） 答弁。学校教育課長。

○**学校教育課長（狩野 実君）** お答えいたします。サンメディアにつきましては、当日入札に出席されなかったということで、特段辞退の届けも無いままの欠席ということで、失格とさせていただきます。以上です。

○**議長（鹿島 功君）** 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第11号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○**議長（鹿島 功君）** 起立多数です。従って、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第12号

○**議長（鹿島 功君）** 日程第10、議案第12号 平成18年度大山町一般会計補正予算（第8号）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○**町長（山口 隆之君）** ただ今ご上程をいただきました議案第12号 平成18年度大山町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、施設の緊急的な修繕や事業計画の変更等により、現時点で財政の見通しに変更が生じたので、提案するものであります。

この補正予算（第8号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、2,221万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億8,206万9,000円といたしております。

次に、第1表を歳入から各款を追ってご説明申し上げます。

第55款国庫支出金は、45万円の増額であります。第5項国庫負担金では15万円を増額いたしておりますが、これは、身体障害児援護費負担金の増額であります。第10項国庫補助金では30万円を増額いたしておりますが、これは障害者地域生活支援事業補助金の増額であります。

第60款県支出金は、277万6,000円の増額であります。第5項県負担金では、7万5,000円を増額いたしておりますが、これは身体障害児補装具給付事業負担金の増額によるものであります。第10項県補助金では、270万1,000円を増額いたしておりますが、これは、障害者地域生活支援事業補助金15万円の増額と投棄・漂着廃棄物処理事業費255万1,000円の増額であります。

第80款繰越金では、1,899万2,000円を増額いたしております。

次に歳出の主なものについて、ご説明を申し上げます。

第10款総務費は、24万円の増額であります。これは、第5項総務管理費、第2目文書広報費で西坪集落有線放送修繕補助金14万1,000円と第5目財産管理費の水防倉庫扉修繕料9万9,000円の増額であります。

第15款民生費は、343万4,000円の増額であります。第5項社会福祉費313万4,000円の増額は、第6目同和対策施設費で下田中隣保館駐車場用地167.26㎡の取得費177万4,000円と住宅1棟の物件補償費72万6,000円の増額、第7目障害者福祉費で障害者自立支援法の施行に伴い、西部広域行政管理組合に委託をしております介護給付審査事務に係る負担金3万4,000円の増額と障害者地域生活支援事業補助金60万円の増額であります。

第10項児童福祉費30万円の増額は、第1目児童福祉総務費で身体障害児補装具交付費の増額であります。

第20款衛生費は、510万3,000円の増額であります。これは、第5項保健衛生費、第3目環境衛生費で阿弥陀川配線敷にあります株式会社ファミリー用地に、コンクリートの塊等の混合廃棄物が投棄されていたため、県補助金を活用し、運搬処理を行うための委託料の増額であります。

第30款農林水産業費は、714万円の増額であります。これは、第5項農業費、第6目農業施設運営費で中山農村環境改善センター冷暖房施設修繕工事費の増額であります。

第40款土木費は、すでにご承認をいただいております現計予算の組み換えであります。第10項道路橋梁費、第2目道路新設改良費で町道赤坂東線、町道末長押平線、町道山村文珠領線の事業計画変更に伴い予算科目及び額の調整をいたしております。

第50款教育費は、173万8,000円の増額であります。第5項教育総務費32万1,000円の増額は、第3目教育振興費で、名和小学校開校記念品の増額であります。第20項社会教育費141万7,000円の増額は、第2目公民館費で中山公民館給水管・給湯管配管替工事費の増額であります。

第60款災害復旧費は、456万3,000円の増額であります。第5項災害復旧費、第30目農林水産施設災害復旧費では、平成18年梅雨前線豪雨により、被災した農道・水路等農業用施設の町単独災害復旧事業費206万3,000円を増額いたしております。第40目公共土木施設災害復旧費においても同様に、平成18年梅雨前線豪雨により、被災した大谷川災害復旧工事の施工に際し、文化財保護の観点から、オオサンショウウオ生息調査が必要となったため、調査業務委託料250万円を新規に計上いたしております。

以上で、議案12号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。20番、西山富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 一番最後の8ページです。大谷川、オオサンショウウオ調査業務委託料が250万円です。大谷川というのは豊成地内ですか。それからここはオ

オサンショウウオの生息が確認されていたところでしょうか。それからこれ、天然記念物ですので、そう簡単に委託する方といますか、相手方はいないと思いますが、どのような方をですね対象として委託しようとしておられますか。以上です。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 地域整備課長。

○地域整備課長（押村 彰文君） 西山議員さんの質問にお答えいたします。まず場所でございますけれど、大谷川は準用河川ということで、町が管理をしている河川でございます。前谷と長野の間を流れる小さい河川でございます。

次にサンショウウオの生息が確認されていたかどうかということでございますけれど、私の聞いている範囲では、今まで生息は確認されていないということではございますけれども、地形条件、河川条件が非常に生息しやすい、生息の可能性があるという観点で調査の指導を受けておるところでございます。

最後に委託業者でございますけれど、動植物の生息、生態調査ということになりますと、非常に専門的な経験、それから実績が必要であろうと思っております。私まだサンショウウオの生息調査の経験はございませんので、今現在でどういう業者が的確なのかは、判断をしかねておりますが、今後実績を尊重しながら業者選定は行っていきたいというふうに考えておるところです。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。18番、沢田 正己君。

○議員（18番 沢田 正己君） 6ページ、7ページの土木費でございますけれど、念願にしておりました赤坂東線がようやく着工されるということにつきまして、減額が134万3,000円出ておまして、これはいったいどうなんだろうというふうにご下の方を見たところが、公共財産購入費が、210万円、これも減額になっております。そういう意味からして、だいたい工事の変更になったんだと感じておりますが、町長の答弁を求めます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 沢田議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 地域整備課長。

○地域整備課長（押村 彰文君） 沢田議員さんの質問にお答えいたします。このたびの補正は、赤坂東線が今年度で完成するということにつきまして、最終的な事業費の調整をしたということが大きな原因でございます。

まず当初予算段階で、委託料がいくら必要なのかあるいは用地費がいくら必要なのかというところは、われわれが交渉を前にして試算した面積で予算計上をしておりますが、実際には、測量コンサルタントに現場の方で調査をし、買収面積の確定をし、あるいは委託費が入札によって請負減が発生するというごこともございます。そういうもろもろの調整をこの本臨時会で事業費調整ということで提案をさせていただいております。減額になった

要素は、先ほどの用地取得費と委託料でございますが、逆に工事では増工の要素もございます。説明を見ていただきますと赤坂東線で344万3,000円の工事費の増ということで計上させていただいておりますが、そういう用地の減、あるいは委託料の減を工事の方に充当しながら工事の進捗を図っていくという考えで計上させていただいてるところでございます。以上です。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。11番、諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 先ほど西山議員が質問されたことと同じことでございますけれど、サンショウウオのことでございます。西山議員12月議会でも大切にせんといけんということをおっしゃいましたけども、今課長の答弁はこの川に住んでいるか住んでいないか分からんというところですね。そういうところに一般財源に250万、補助もなし。どうでしょうかね。そこまで投資する必要があるものでしょうか。確かにおって、これを何とか保護せんといけんということなら分かりますよ。おるかおらんか分からん所に250万の金額、補助もない、これはどんなものでしょうかね。これは町民が、今ずーと委託業務しましたが、3年間に3,000万減るんですよと出ました。いろんな分野で身を削って給料も下げて、ねえ、この250万は私は高いじゃないかと思うですけど、どうでしょうか、町長。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 諸遊議員さんの質問に答弁させていただきます。地域整備課長が答弁するのがいいかもしれませんが、地域整備課長の責任の中で判断でこの調査をするわけではないものでございますので、ご説明させていただきたいと思っております。

今回災害で何箇所か河川の災害改修が出ております。で、今その場合、特にここら辺の地域オオサンショウウオの生息地であるということの中で、その天然記念物である文化財、これを保護しなければならないという責務がわれわれ行政にはあるわけでありまして、事前にこういった箇所を工事する場合は、文化財の担当部署に協議を行い、しかるところに指導を受けながら対応しているというのが現実であります。そういった中で先ほど課長が答弁しましたようにこの地域については地形上オオサンショウウオが生息する可能性があるという判断をいただきまして、従ってその生息状況を確認してから工事はしなさいという文化財の所管の、県の文化課なり文化庁なり、そういったところの協議の中での指導を受けて対応しておるのでございまして、何箇所か他にもそういった協議をした中で、特にここにはそういった調査をしなさい、調査をしてかかってくださいという指導を受けて対応しておるのでございますので、よろしくご理解の方お願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 6ページですが、衛生費で不法投棄をされた処理をするのに510万3,000円上がっております。ちょっと写真も見せていただきましたが、何か凄くお金が高いように感じております。これは、入札とか何とかで安い所に指定をされる

というようなことがございますか。ただ1社の方に依頼をされてこの金額でということの意味でございましょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんのご質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福田 勝清君） お答えします。まずファミリーさんの用地について若干お話をしたいという具合に思いますが、この敷地は4万4,130ヘーバーございます。その中に民地の買収がですね1万5,805ヘーバー、それから県からの払い下げ分、町が払い下げていただいてファミリーさんの方に払い下げた、その部分が2万8,325ヘーバーございます。従ってその部分で抜倒にした時に不法投棄が発見されたということで、住民生活課の方の廃棄物関係の方に回ってきたわけでありますが、この金額は、取りあえず県とも協議を致した関係で、見積もりは1社から取っております。この中身でございますが、根菜の廃棄物、これが240立米、それとコンクリートの固まりが619トンということで見積もりをいただいております。従って総額で先ほどいいましたように、510万3,000円ということになっております。

なお1社でどうかということでございますが、当然県の補助を受けてやるものですから、最低でも2社はですね、徴取したいという具合に思っております。なおそんなに処分する業者もございませんから、今見積もりをいただいておりますのが、境港の業者でですね、これはサンコーさんと言いますが、取り引きをいたしておりますが、そういう業者とですね、もう1社はどこか許可を持っている業者でないと駄目ですから、そういうものを網羅しながら最低でも2社程度をですね、見積もりを取って安いところに発注をかけたい、そのように思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。7番、川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 全協でもちょっと説明を受けて私の意見もしましたが、5ページの田中の隣保館の駐車場取得ですが、これの説明はどのように集落の方となされた、その経緯をちょっとお聞きしたいと思いますし、もう一つこれが決定すれば、その予定地にフェンスをする予定だったと思っておりますが、これが約10メートルくらい不用になります。これ基礎の部分は、昨日行ってみましたそこに勝手に投げてあったのですが、それで道路側にそれを活用することはできてないものか、これ2点、簡単でようございますからお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 川島議員さんの質問には担当課から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 中山支所長。

○中山支所長（田中 豊君） ただ今の質問に答弁したいと思います。全協の中でも町長の方からありましたように町の施設ということで、駐車場が不足しているということでの取得

という決断をしたところでありまして、日にち的には1月の28日だったと思います。安く提供いただくということのお話をいただいたあと、地元の隣保館建設委員会に説明をさしていただいて、町として取得するという意向を示させていただきまして、その会議では、建設委員会の中では反対はありませんでしたけれども、区長さんがもう変わっておられまして、新しい区長さんがその建設委員会のメンバーではございませんでしたので、下田中1区、2区の区長さんの了解をいただくということで、助役が両区長さんのお宅に伺いまして了解をいただいたということでございます。

それからフェンスの件でございますが、この話、新たに土地を買うということの話が若干後手に回った関係で、フェンスの一旦設置した基礎を取ってしまうということが出てまいりました。で、また地元の要望もございまして、新たに追加買収をさしていただく土地につきまして外周に地元としては予定をしておりました目隠し用のフェンスを設置していただきたいという要望を受けておりまして、その部分に使わせていただく予定にしております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。7番、川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） しつこいようですが、道路側は非常に危険を及ぼします。これも早期この隣保館の新設に合わせて道路側に何らかの体裁のいい、そういった防護柵的なものを私は必要ではないかなというふうに感じましたので、切にその辺を要望いたします。

○議長（鹿島 功君） 要望ですか。

○議員（7番 川島 正寿君） お願いします。

○議長（鹿島 功君） なら質問は終わります。これで質疑なしと認めます。質疑終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第12号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第12号は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。会議を閉じます。平成19年第2回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午後3時43分 閉会